

郡山市病院及び介護医療院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎根健雄

郡山市条例第22号

郡山市病院及び介護医療院条例の一部を改正する条例

郡山市病院及び介護医療院条例（平成15年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(病院の診療科目等) 第3条 郡山市医療介護病院の診療科目、病床種別及び病床数は、次のとおりとする。			(病院の診療科目等) 第3条 郡山市医療介護病院の診療科目、病床種別及び病床数は、次のとおりとする。		
診療科目	病床種別	病床数	診療科目	病床種別	病床数
内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則で定める診療科目	(略)		内科、整形外科、リハビリテーション科、婦人科、皮膚科	(略)	
(診療日等) 第9条 診療日は、次に掲げる日以外の日とする。			(診療日等) 第9条 診療日は、次に掲げる日以外の日とする。 <u>ただし、指定管理者は、臨時にこれを変更し、又は休診することができる。</u>		
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)		
2 診療時間は、午前9時から午後5時までとする。			2 診療時間は、午前9時から <u>正午までとする。ただし、指定管理者は、臨時にこれを変更することができる。</u>		
3 <u>前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、診療日又は診療時間を変更することができる。</u>					
(1) <u>緊急その他のやむを得ない事情があるとき。</u>					
(2) <u>市長が必要と認めて承認したとき。</u>					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。